

香川県報



第 30 号

平成 18 年

4月18日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

- 身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出 () 二
- 児童福祉法の規定による事業の廃止の届出 () 三
- 障害者自立支援法の規定による事業者の指定 () 四

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の申請 (二件) (県民参画課) 二
- 落札者等の公示 (三件) (直島環境センター) 三
- 教育委員会公告 一般競争入札の実施 選挙管理委員会告示 四

選挙管理委員会告示

- 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の名称の変更 五
- 公職選挙法施行令の規定による身体障害者更生援護施設の長が不在者投票管理者となっている身体障害者更生援護施設の名称の変更 六
- 香川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
- 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の指定の取消し

告示

香川県告示第三百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十八年四月十八日

香川県知事 真鍋 武 紀

| 指定事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------|-----------------|-----------|
| 三七〇〇〇一 一〇一三三二 一一二 | 観音寺市大野原町 指定居宅介護事業所 大野原二二六五番地 | 観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号 | 平成十八年 三月三十一日 | 身体障害者居宅介護 |

香川県告示第三百七十四号
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十八年四月十八日

香川県知事 真鍋 武 紀

| 指定事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------|-----------------|-----------|
| 三七〇〇〇二 一〇一三三二 一一一 | 観音寺市大野原町 指定居宅介護事業所 大野原二二六五番地 | 観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号 | 平成十八年 三月三十一日 | 知的障害者居宅介護 |

香川県告示第三百七十五号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十八年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | | | | | | | | |
|---------|-------------------------|-------------|--|--------------------|------------------------|-------|-------------|---------|--------|
| 指定事業所番号 | 三七〇〇〇三 一〇一三三二一 一〇 | 事業所の名称及び所在地 | 観音寺市大野原町指定居宅介護事業所 観音寺市大野原町大野原一二六五番地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 観音寺市 観音寺市坂本町一丁目一番一号 | 廃止年月日 | 平成十八年三月三十一日 | サービスの種類 | 児童居宅介護 |
|---------|-------------------------|-------------|--|--------------------|------------------------|-------|-------------|---------|--------|

香川県告示第三百七十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | | | | | | | | |
|---------|-----------------------|-------------|----------------------------|--------------------|--------------------------------|-------|-----------|---------|-------------------|
| 指定事業所番号 | 三七〇〇〇五 二〇〇八一 四九 | 事業所の名称及び所在地 | やそば第2 坂出市西庄町一六 九六番地三 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 社会福祉法人若竹会 坂出市西庄町一六 六六番地四 | 指定年月日 | 平成十八年四月十日 | サービスの種類 | 共同生活援助 （精神障害者） |
|---------|-----------------------|-------------|----------------------------|--------------------|--------------------------------|-------|-----------|---------|-------------------|

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年五月三十一日まで縦覧に供する。

平成十八年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十八年三月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人すばる
長谷川 勇
東かがわ市馬篠三三三番地十四
- 三 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、福祉の増進並びに能力の維持発展に関する事業を行い、暮らしやすい高齢社会の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年五月二十九日まで縦覧に供する。

平成十八年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十八年三月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人屋島やすらぎ
平畑 千重子
高松市屋島東町一四一四番地
- 三 定款に記載された目的
本会は、人口の高齢化が急速に進展する中において、高齢者や障害者などが、地域社会の中で豊で住みよくするために福祉活動に関する事業を行い、福祉の増進と町づくりの推進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十八年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 三、七〇〇、〇〇〇キログラム
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十八年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一
- 六 契約金額 一キログラムあたり一七・六四円（単価契約）
- 七 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二 第一項第八号に該当
- 八 担当課 郵便番号七六一 三二一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十八年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び予定数量 生石灰 一、二二五、〇〇〇キログラム
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札決定日 平成十八年二月二十二日

- 五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一
- 六 落札金額 一キログラムあたり二八・一四円（単価契約）
- 七 入札公告日 平成十七年十二月二十七日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 郵便番号七六一 三二一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年約第二十三号）の適用を受けるものである。
平成十八年四月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び予定数量 炭酸カルシウム 三、〇〇〇、〇〇〇キログラム
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札決定日 平成十八年二月二十二日
- 五 落札者の氏名及び住所 菱光産業株式会社直島営業所 香川郡直島町二五七二一
- 六 落札金額 一キログラムあたり二一・九四五円（単価契約）
- 七 入札公告日 平成十七年十二月二十七日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 郵便番号七六一 三二一〇 香川郡直島町二六二八 一 香川県直島環境センター 電話番号〇八七 八九二 二九八一

教育委員会公告

香川県教育委員会公告第二号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定によ

り読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」といふ。)第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年四月十八日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

一 入札に付する事項

- 1 借入件名及び数量 香川県立坂出商業高等学校仮設プレハブ校舎 一式
- 2 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十八年七月二十一日から平成十九年三月二十日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。
なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年五月十二日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校又は同種の学校において、同等の仮設プレハブ校舎を設置した実績を証明した者であること。

5 本公告による入札説明書の交付を受けた者であること。

6 本公告に示した調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び6並びに入札説明書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年五月十二日午後五時までに四の1の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り参加できるものとし、審査結果は、平成十八年五月十八日までに通知する。

四 契約の内容を示す場所及び日時等(入札説明書等の交付等)

1 平成十八年四月十八日から同年五月八日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く午前九時から正午及び午後一時から午後五時)まで入札説明書及び仕様書を交付する。

郵便番号 七六〇 八五八二 高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局高校教育課総務・施設グループ 電話 〇八七 八三一 三七四九 FAX 八七 八三七 二九六四

2 入札説明会の日時及び場所

平成十八年五月九日午前十一時 香川県立坂出商業高等学校会議室

五 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年五月二十九日午前十一時 香川県庁北館三階入札室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」といふ。)による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法により、平成十八年五月二十六日午後五時までに受領したものに限る。

七 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金
規則第百五十二條各号に該当する場合は免除するので、減免を希望する者は、平成十八年五月十二日午後五時までに入札又は契約保証金減免申請書を四の1に示した場所に提出すること。
- 3 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第百七十一條各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- 5 落札者の決定方法
規則第百四十七條第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 6 落札の無効
落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。
- 7 予約完結権の譲渡
落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 その他 詳細は、入札説明書による。

七 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be leased: Sakai-de Commercial Senior High School prehabricated school building, 1 set
- 2 Time-limit for tender: 11:00a.m., May 29, 2006 (Tenders must be submitted by post by 5:00p.m., May 26, 2006)
- 3 Contact point of the notice: Upper Secondary School Education Division, Kagawa Prefectural Board of Education, 6-1 Tenjinmae, Takamatsu-shi, Kagawa-Ken, Japan 760-8582, Tel 087-832-3749

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている病院について、次のとおりその名称の変更があった。

平成十八年四月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

| 名 称 | | 所 在 地 |
|-----|------------------------------------|-----------|
| 新 | かがわ総合リハビリテーション病院 | 高松市田村町二一四 |
| 旧 | 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者医療センター | |

香川県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、身体障害者更生援護施設の長が不在者投票管理者となっている身体障害者更生援護施設について、次のとおりその名称の変更があった。

平成十八年四月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

| 名 称 | | 所 在 地 |
|-----|---------------------------------|-----------|
| 新 | かがわ総合リハビリテーション成人支援施設 | 高松市田村町二二四 |
| 旧 | 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター肢体不自由者施設 | |

香川県選挙管理委員会告示第七十二号

香川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

香川県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

香川県選挙管理委員会規程（昭和二十三年香川県選挙管理委員会告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項及び第四項中「係長、主査」を「主任」に改める。

第十六条第五項中「係長」を「副主幹及び主任」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

この規程は、平成十八年四月十日から施行する。

香川県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となっている次の病院の指定を取り消した。

平成十八年四月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|------------|
| 医療法人主良会森内科医院 | 仲多度郡琴平町一六七 |